

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ペー ジ
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○町の区域及び名称の変更並びに字の廃止の届出 (市町村振興課)	1
◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正 (保健福祉課)	5
○生活保護法による介護機関の指定(2件) (福祉指導課)	5
○生活保護法による指定介護機関の名称の変更の届出 ( " )	7
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(2件) ( " )	7
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	7
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(男女共同参画・NPO課) <1・15揭示>	8
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(2件) ( " ) <1・16揭示>	8
○貸金業者の所在不明 (経営支援課)	8
○換地計画の適否決定(香南市) (農業基盤課)	8
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	9
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体異動の届出	9
○政治団体解散の届出	10
○資金管理団体異動の届出	10

## 規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号  
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則(平成12年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。  
別表中「家庭用電気治療器調整」及び「浴槽設備施工」を削る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

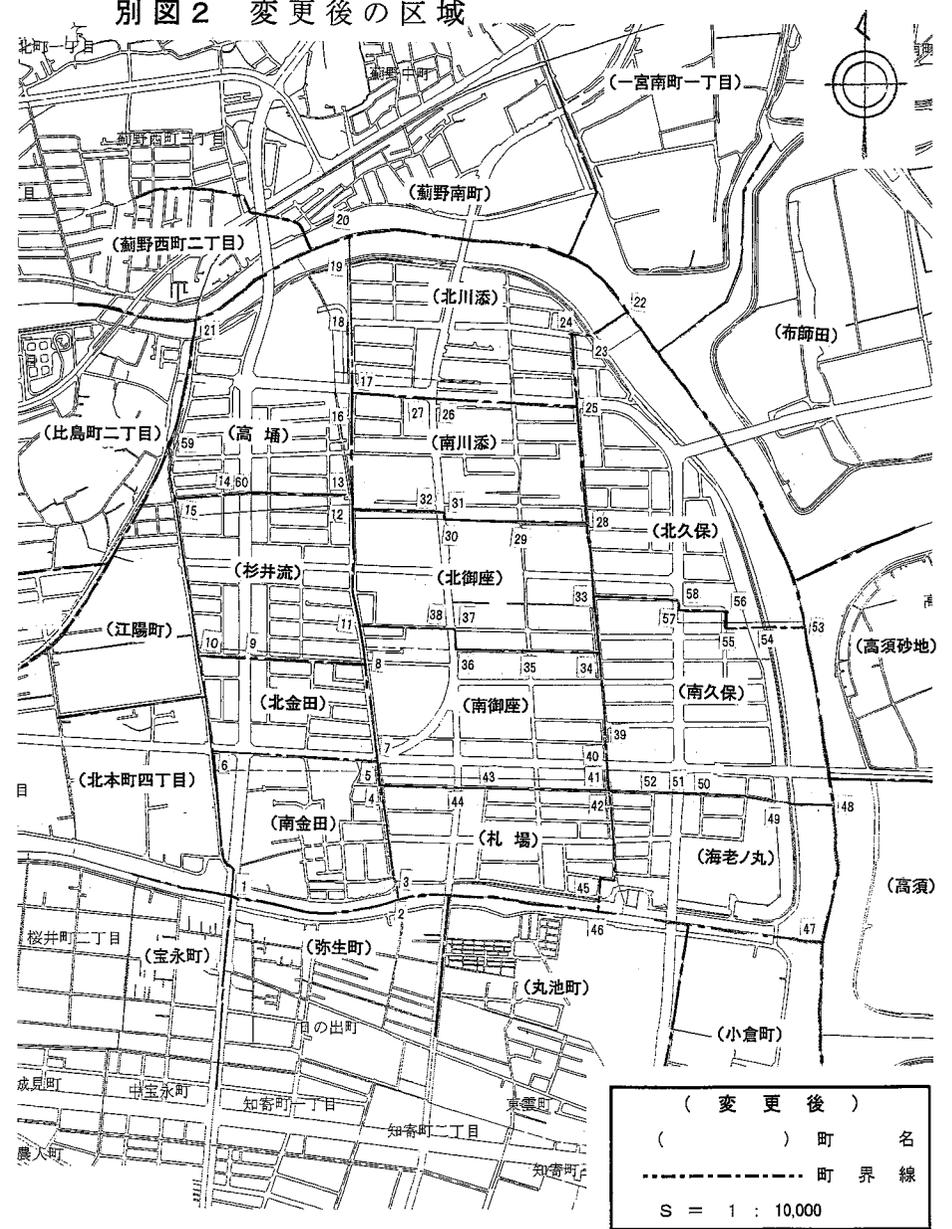
高知県告示第33号  
住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成20年2月11日から高知市の区域内の別図1に示す町の区域及びその名称を別図2に示すとおり変更し、別図3に示す区域内の字を廃止する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により高知市長から届出があった。  
平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

別図1 変更前の区域



別図2 変更後の区域



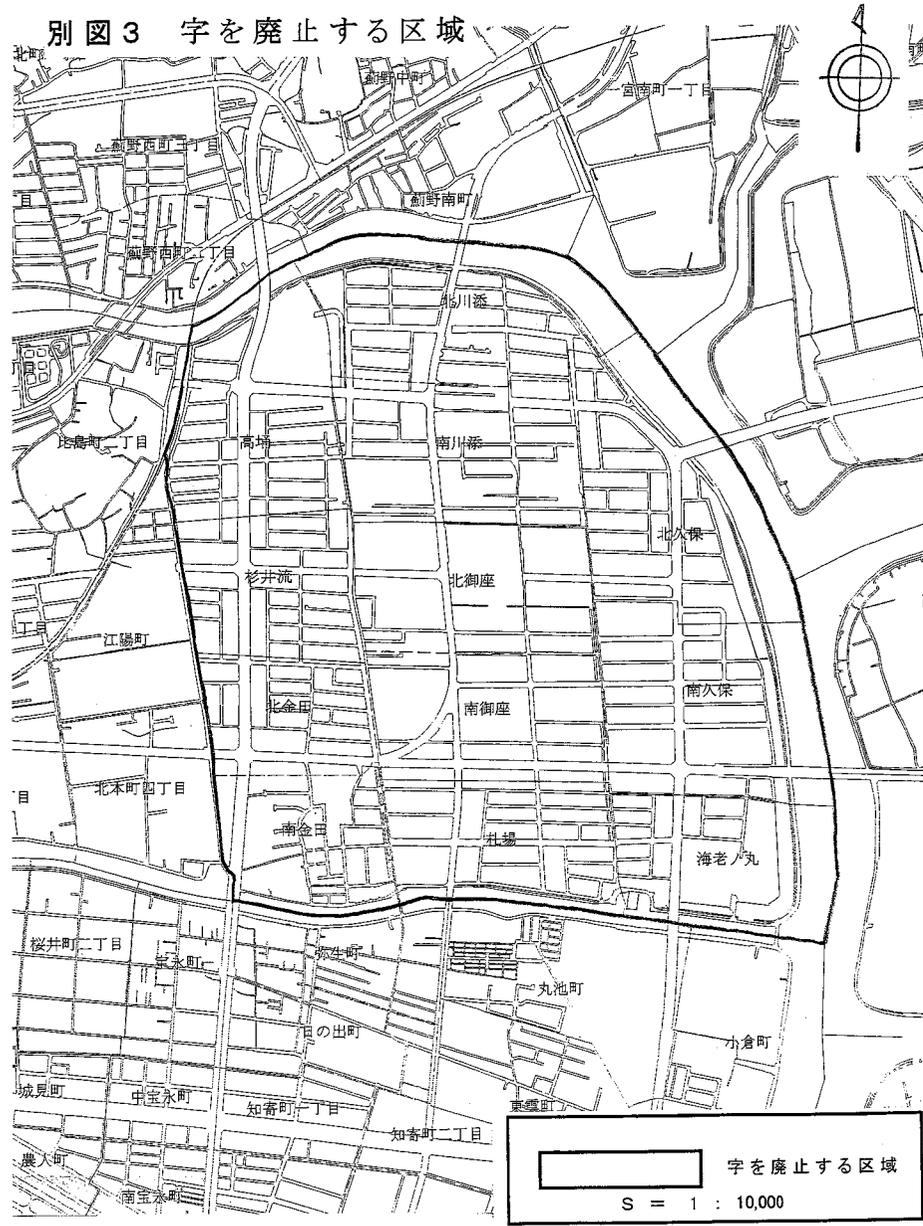
別図2の別表

町の名称	町の区域
南金田	1-2-3-4-5-6-1で囲まれた区域 1-2 従前のおり(江ノ口川の中心線) 2-3 江ノ口川の中心点から市道下知140号線東側側線まで 3-4-5 市道下知140号線東側側線 5-6 県道384号(北本町領石線)南側側線 6-1 従前のおり(北金田及び南金田と北本町四丁目との町界)
北金田	6-5-7-8-9-10-6で囲まれた区域 6-5 県道384号(北本町領石線)南側側線 5-7 県道384号(北本町領石線)横断 7-8 市道下知120号線東側側線 8-9 市道下知339号線南側側線 9-10 市道下知336号線南側側線 10-6 従前のおり(北金田と江陽町及び北本町四丁目との町界)
杉井流	10-9-8-11-12-13-60-14-15-10で囲まれた区域 10-9 市道下知336号線南側側線 9-8 市道下知339号線南側側線 8-11-12-13 市道下知120号線東側側線 13-60 市道下知409号線南側側線 60-14 市道下知410号線南側側線 14-15 市道下知442号線南側側線 15-10 従前のおり(高埴、杉井流及び北金田と江陽町との町界)
高埴	15-14-60-13-16-17-18-19-20-21-59-15で囲まれた区域 15-14 市道下知442号線南側側線 14-60 市道下知410号線南側側線 60-13 市道下知409号線南側側線 13-16 弥右衛門土地区画整理事業により新設された道路東側側線 16-17 市道下知318号線東側側線 17-18 市道下知304号線東側側線 18-19 市道下知300号線東側側線 19-20 市道下知300号線東側側線から久万川の中心点まで 20-21 従前のおり(久万川の中心線)

	21-59 従前のおり(高埴と比島二丁目との町界) 59-15 従前のおり(高埴と江陽町との町界)
北川添	17-27-26-25-24-23-22-20-19-18-17で囲まれた区域 17-27 市道下知164号線南側側線 27-26 県道384号(北本町領石線)横断 26-25 市道下知164号線南側側線 25-24 市道下知498号線東側側線 24-23 市道下知501号線南側側線 23-22 市道下知501号線南側側線から久万川の中心点まで 22-20 従前のおり(久万川の中心線) 20-19 久万川の中心点から市道下知300号線東側側線まで 19-18 市道下知300号線東側側線 18-17 市道下知304号線東側側線
南川添	12-32-31-30-29-28-25-26-27-17-16-13-12で囲まれた区域 12-32 市道下知129号線南側側線 32-31 県道384号(北本町領石線)横断 31-30 県道384号(北本町領石線)東側側線 30-29 市道下知514号線南側側線 29-28 市道下知151号線南側側線 28-25 弥右衛門土地区画整理事業により新設された道路東側側線 25-26 市道下知164号線南側側線 26-27 県道384号(北本町領石線)横断 27-17 市道下知164号線南側側線 17-16 市道下知318号線東側側線 16-13 弥右衛門土地区画整理事業により新設された道路東側側線 13-12 市道下知120号線東側側線
北御座	11-38-37-36-35-34-33-28-29-30-31-32-12-11で囲まれた区域 11-38 市道下知479号線南側側線 38-37 県道384号(北本町領石線)横断 37-36 県道384号(北本町領石線)東側側線 36-35 市道下知154号線南側側線 35-34 市道下知520号線南側側線 34-33 市道下知165号線東側側線 33-28 弥右衛門土地区画整理事業により新設された道路東側側線 28-29 市道下知151号線南側側線 29-30 市道下知514号線南側側線 30-31 県道384号(北本町領石線)東側側線

	<p>31-32 県道384号(北本町領石線)横断</p> <p>32-12 市道下知129号線南側側線</p> <p>12-11 市道下知120号線東側側線</p>		<p>52-42 市道下知307号線南側側線</p> <p>42-45 市道下知157号線東側側線</p> <p>45-46 市道下知157号線東側側線から江ノ口川の中心点まで</p>
南御座	<p>4-44-43-42-41-40-39-34-35-36-37-38-11-8-7-5-4で囲まれた区域</p> <p>4-44 市道下知141号線南側側線</p> <p>44-43 市道下知335号線南側側線</p> <p>43-42 市道下知322号線南側側線</p> <p>42-41 市道下知157号線東側側線</p> <p>41-40 県道374号(高知南国線)横断</p> <p>40-39 市道下知155号線東側側線</p> <p>39-34 市道下知165号線東側側線</p> <p>34-35 市道下知520号線南側側線</p> <p>35-36 市道下知154号線南側側線</p> <p>36-37 県道384号(北本町領石線)東側側線</p> <p>37-38 県道384号(北本町領石線)横断</p> <p>38-11 市道下知479号線南側側線</p> <p>11-8-7 市道下知120号線東側側線</p> <p>7-5 県道384号(北本町領石線)横断</p> <p>5-4 市道下知140号線東側側線</p>	南久保	<p>42-52-51-50-49-48-53-54-55-56-57-58-33-34-39-40-41-42で囲まれた区域</p> <p>42-52 市道下知307号線南側側線</p> <p>52-51 市道下知311号線南側側線</p> <p>51-50 市道下知314号線南側側線</p> <p>50-49 市道下知312号線南側側線</p> <p>49-48 市道下知312号線南側側線から国分川の中心点まで</p> <p>48-53 従前のとおり(国分川の中心線)</p> <p>53-54 国分川の中心点から南久保公園北側側線まで</p> <p>54-55 南久保公園北側側線</p> <p>55-56 市道下知174号線東側側線</p> <p>56-57 市道下知174号線南側側線</p> <p>57-58 市道下知164号線東側側線</p> <p>58-33 市道下知167号線南側側線</p> <p>33-34-39 市道下知165号線東側側線</p> <p>39-40 市道下知155号線東側側線</p> <p>40-41 県道374号(高知南国線)横断</p> <p>41-42 市道下知157号線東側側線</p>
札幌	<p>2-46-45-42-43-44-4-3-2で囲まれた区域</p> <p>2-46 従前のとおり(江ノ口川の中心線)</p> <p>46-45 江ノ口川の中心点から市道下知157号線東側側線まで</p> <p>45-42 市道下知157号線東側側線</p> <p>42-43 市道下知322号線南側側線</p> <p>43-44 市道下知335号線南側側線</p> <p>44-4 市道下知141号線南側側線</p> <p>4-3 市道下知140号線東側側線</p> <p>3-2 市道下知140号線東側側線から江ノ口川の中心点まで</p>	北久保	<p>33-58-57-56-55-54-53-22-23-24-25-28-33で囲まれた区域</p> <p>33-58 市道下知167号線南側側線</p> <p>58-57 市道下知164号線東側側線</p> <p>57-56 市道下知174号線南側側線</p> <p>56-55 市道下知174号線東側側線</p> <p>55-54 南久保公園北側側線</p> <p>54-53 南久保公園北側側線から国分川の中心点まで</p> <p>53-22 従前のとおり(国分川の中心線から久万川の中心線まで)</p> <p>22-23 久万川の中心点から市道下知501号線南側側線まで</p> <p>23-24 市道下知501号線南側側線</p> <p>24-25 市道下知498号線東側側線</p> <p>25-28-33 弥右衛門土地区画整理事業により新設された道路東側側線</p>
海老ノ丸	<p>46-47-48-49-50-51-52-42-45-46で囲まれた区域</p> <p>46-47 従前のとおり(江ノ口川の中心線から国分川の中心点まで)</p> <p>47-48 従前のとおり(国分川の中心線)</p> <p>48-49 国分川の中心点から市道下知312号線南側側線まで</p> <p>49-50 市道下知312号線南側側線</p> <p>50-51 市道下知314号線南側側線</p> <p>51-52 市道下知311号線南側側線</p>		

別図3 字を廃止する区域



高知県告示第34号

平成16年11月高知県告示第663号（民生委員の定数の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から適用する。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

表中

「

春野町	49
-----	----

」を削り、「1,762」を「1,713」に改める。

高知県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年8月1日	社会福祉法人清和会 土佐清水市加久見 1464-279	居宅介護支援事業所あんな家 土佐清水市加久見1464-279 居宅介護支援
〃	社会福祉法人清流会 高岡郡四万十町仁井田114-1	ヘルパーステーション四万十 高岡郡四万十町仁井田114-1 訪問介護
〃	〃	居宅介護支援事業所しまんと 高岡郡四万十町仁井田114-1 居宅介護支援
平成19年9月14日	株式会社大海原 吾川郡春野町東諸木 3035-1	デイサービス新波 吾川郡春野町東諸木3035-1 通所介護
平成19年10月13日	有限会社沙羅 四万十市中村京町	小規模多機能型居宅介護事業所しらゆり

	一丁目12-1	幡多郡黒潮町下田の口 2153 小規模多機能型居宅介護
平成19年10月31日	株式会社徳増工業 室戸市浮津二番町65	居宅介護支援事業所あかつき 室戸市元甲206-1 居宅介護支援
平成19年11月1日	医療法人山秀会 高岡郡越知町越知甲2107-1	山崎外科整形外科病院 高岡郡越知町越知甲2107-1 通所リハビリテーション
〃	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	安芸ケアセンター 安芸市矢ノ丸2-9-7 訪問介護
〃	〃	野市ケアセンター 香南市野市町東野1939 訪問介護
〃	〃	高知黒潮ケアセンター 須崎市東糺町1-20 訪問介護
〃	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	グループホームしらゆり 幡多郡黒潮町下田の口2153 認知症対応型共同生活介護
〃	かみ介護サービス株式会社 香美市土佐山田町旭町四丁目2-6	ヘルパーステーションあさひ 香美市土佐山田町旭町四丁目2-6 訪問介護
平成19年11月20日	有限会社西田順天堂 東部店 安芸市港町一丁目1-14	ヘルパーステーションあつたか 安芸市港町一丁目1-14 訪問介護
平成19年11	株式会社小谷設計	訪問介護ステーション野

月28日	高知市介良字大井流 乙822-2	いちご南国 南国市篠原1954-1 訪問介護
〃	〃	デイサービスセンター野いちご南国 南国市篠原1954-1 通所介護

**高知県告示第36号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。  
平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年9月1日	社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会 幡多郡黒潮町入野2017-1	黒潮町社会福祉協議会訪問介護事業所おおがた幡多郡黒潮町入野2017-1 介護予防訪問介護
〃	〃	黒潮町社会福祉協議会訪問介護事業所こぶし幡多郡黒潮町奉ノ川17-3 介護予防訪問介護
〃	〃	黒潮町社会福祉協議会通所介護事業所こぶし幡多郡黒潮町奉ノ川17-3 介護予防通所介護
平成19年10月1日	社団法人高知市医師会 高知市鷹匠町二丁目1-36	高知市医師会立訪問看護ステーション土佐土佐市高岡町甲1792-2 介護予防訪問看護
平成19年10月13日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	小規模多機能型居宅介護事業所しらゆり 幡多郡黒潮町下田の口2153

		介護予防小規模多機能型居宅介護
平成19年11月1日	医療法人山秀会 高岡郡越知町越知甲2107-1	山崎外科整形外科病院 高岡郡越知町越知甲2107-1 介護予防通所リハビリテーション
〃	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	安芸ケアセンター 安芸市矢ノ丸2-9-7 介護予防訪問介護
〃	〃	野市ケアセンター 香南市野市町東野1939 介護予防訪問介護
〃	〃	高知黒潮ケアセンター 須崎市東糺町1-20 介護予防訪問介護
〃	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	グループホームしらゆり 幡多郡黒潮町下田の口2153 介護予防認知症対応型共同生活介護
〃	かみ介護サービス株式会社 香美市土佐山田町旭町四丁目2-6	ヘルパーステーションあさひ 香美市土佐山田町旭町四丁目2-6 介護予防訪問介護
〃	医療法人田井医院 土佐郡土佐町田井1457	デイサービスたい 土佐郡土佐町田井1456-1 介護予防通所介護
平成19年11月10日	高幡西部特別養護老人ホーム組合 高岡郡四万十町影野640-2	指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム四万十荘 高岡郡四万十町大正576 介護予防短期入所生活介護

〃	〃	指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム窪川荘 高岡郡四万十町影野620-4 介護予防短期入所生活介護
平成19年11月20日	有限会社西田順天堂 東部店 安芸市港町一丁目1-14	ヘルパーステーションあったか 安芸市港町一丁目1-14 介護予防訪問介護
平成19年11月28日	株式会社小谷設計 高知市介良字大井流乙822-2	訪問介護ステーション野いちご南国 南国市篠原1954-1 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンター野いちご南国 南国市篠原1954-1 介護予防通所介護

**高知県告示第37号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

区 分	介護機関の名称	所 在 地	変更年月日
変更前	特別養護老人ホーム窪川荘	高岡郡四万十町影野640-2	平成19年11月1日
変更後	指定短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム窪川荘		
変更前	特別養護老人ホーム四万十荘	高岡郡四万十町大正576	〃
変更後	指定短期入所生		

活介護事業所特別養護老人ホーム四万十荘		
---------------------	--	--

**高知県告示第38号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年8月31日	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン後免ケアセンター 南国市駅前町二丁目5-2 訪問介護
〃	〃	株式会社コムスンのケアセンター 吾川郡いの町大国5 訪問介護
平成19年10月31日	〃	株式会社コムスン安芸ケアセンター 安芸市矢ノ丸2-9-7 訪問介護
〃	〃	株式会社コムスン野市ケアセンター 香南市野市町東野1939 訪問介護
〃	〃	株式会社コムスン高知黒潮ケアセンター 須崎市東糺町1-20 訪問介護
〃	医療法人土佐楠目会 香美市土佐山田町百石町一丁目12-1	とさやまだクリニック 香美市土佐山田町548 訪問看護

**高知県告示第39号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年8月31日	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスンのケアセンター 吾川郡いの町大国5 介護予防訪問介護
平成19年10月31日	〃	株式会社コムスン安芸ケアセンター 安芸市矢ノ丸2-9-7 介護予防訪問介護
〃	〃	株式会社コムスン野市ケアセンター 香南市野市町東野1939 介護予防訪問介護
〃	〃	株式会社コムスン高知黒潮ケアセンター 須崎市東糺町1-20 介護予防訪問介護

**高知県告示第40号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

土佐清水市下浦（追加）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
5	土佐清水市下ノ加江字下船場	258

(2) 区域

平成5年1月高知県告示第2号で指定した土佐清水市船場(南)急傾斜地崩壊危険区域内(以下「2号区域」という。)に存する標柱8と2号区域に存する標柱7を直線で結んだ線、2号区域に存する標柱7と昭和56年4月高知県告示第223号で指定した土佐清水市下浦急傾斜地崩壊危険区域内(以下「223号区域」という。)に存する標柱2を直線で結んだ線、223号区域内に存する標柱2と223号区域内に存する標柱1を直線で結んだ線、223号区域に存する標柱1と標柱5を県道間崎布堂ヶ谷に沿って結んだ線及び標柱5と2号区域内に存する標柱8を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成13年3月国土交通省告示第251号で指定した支所西谷川砂防指定地及び平成15年12月国土交通省告示第1559号で指定した支所西谷川砂防指定地を除く。

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年1月15日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年1月15日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年1月15日	特定非営利活動法人高知県地域情報化推進協会	川内 憲之	高知市本町四丁目1番16号	この法人は、高知県における地域や自治体の情報化の推進及び地域情報産業の発展等に寄与するため、情報化に関する普及・啓発活動や情報システムの共同利用の仕組みづくり等に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、平成20年1月16日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。  
平成20年1月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人   |        |                                |                                                                                       |
|------------|--------------------|--------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称                 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地                     | 定款に記載された目的                                                                            |
| 平成20年1月16日 | 特定非営利活動法人地域の安全を図る会 | 畑山 啓輔  | 高知市升形5-40 オリエントホテル高知グランドビル501号 | この法人は、行政と地域住民との連携を図りながら、住民の皆さんが安全安心な豊かな生活ができるような支援活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年1月16日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年1月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

			地	
平成20年1月16日	特定非営利活動法人ごめん・なはり線を支援する会	池田 進助	高知市 棧橋通 五丁目 1番1号	この法人は、ごめん・なはり線沿線地域住民のごめん・なはり線を活用したまちづくりに対して、広報活動、支援活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
次の貸金業者について、営業所等の所在が確知できないので、貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定に基づき、その旨を公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すものとする。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

貸金業者名 上岡 知子  
登録されている営業所等の所在地 高岡郡四万十町東町4番13号  
登録番号 高知県知事(5)第00972号  
登録年月日 平成17年5月7日

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、香南市の行う夜須地区(シイノニワ換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
(1) 換地計画書の写し  
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間  
平成20年1月25日から同年2月25日まで
- 縦覧場所  
香南市役所香我美庁舎
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができ

る。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年1月25日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号業務」という。)

(2) 実施期日

平成20年3月11日(火)から同月19日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

(3) 実施場所

高知市朝倉倉375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員

30人

3 受講資格者

受講資格者は、受講申込み時において次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した

後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成20年2月12日(火)及び13日(水)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とし、講習の受講者定員に達した時点で申込みを締め切る。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成20年2月14日(木)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成20年2月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書 1通

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2

号)第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの

イ 添付書類

(ア) 3の(1)に該当する者

1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 3の(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、47,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	民主党高知県第2区総支部	田村 久美子	異動なし	異動なし	平19・12・18
異動後		近藤 強			

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	橋詰寿人後援会	異動なし	異動なし	南国市大桶甲1483-5	平19・12・25
異動後				南国市植田896	
異動前	安全安心豊かな郷土をつくる会	異動なし	異動なし	香南市野市町西野2061-3	平19・12・28
異動後				香南市野市町みどり野3-105	

高知県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
春野町の	吾川郡春野町西	坂東 正介	解散	平19・

合併を進める会	分2904-3				12・14
みやわきとしあき後援会	高知市土佐山都網734	中山 晟延	解散		平19・12・17
川島昭代司後援会	高岡郡中土佐町久礼6280	西岡 正道	解散		平19・12・18
松本正人後援会	高岡郡佐川町乙107	松本 清光	解散		平19・12・18
高橋忠男後援会	吾川郡春野町西分56	吉本 岑生	解散		平19・12・19
森元恒雄高知県後援会	高知市本町五丁目2-3	野島 民雄	解散		平19・12・19
門田ひろふみ後援会	高知市土佐山127-3	坂本 一幸	解散		平19・12・25
正直会	高知市秦南町一丁目5-54	宮本 正司	解散		平19・12・27
浜田純後援会	南国市明見421	西山 真平	解散		平19・12・27
森田康生後援会	土佐市高岡町丙314	坂本 健次郎	解散		平19・12・28

高知県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成20年1月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	橋詰 寿	異動なし	橋詰寿	南国市大	平19・12・

	人	し	人後援会	桶甲1483-5	25
異動後				南国市植田896	